

※この法令は廃止されています。
明治四十三年大蔵省令第二十六号

寄託又ハ供託ニ係ル国債ノ償還元金代リ新
公債交付ニ関スル特別取扱規程

寄託又ハ供託ニ係ル国債ノ償還元金代リ新公債
交付ニ関スル特別取扱規程左ノ通之ヲ定ム

第一条 金庫ニ寄託又ハ供託シアル国債ノ償還元
金代リトシテ新公債ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ
其ノ金庫所在地ノ取扱銀行ニ於テ仕払ヲ受ケル
場合ニ限り本令ノ規定ニ依リ寄託又ハ供託ニ関
スル特別ノ取扱ヲ受ケルコトヲ得

第二条 政府ニ対スル保証金其ノ他ノ担保トシテ
金庫ニ寄託又ハ供託シアル国債ノ償還元金代リ
トシテ新公債ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ仕払取
扱銀行名、原証券ノ名称、額面高、額面金額種
類、枚数、記号、番号並ニ交付ヲ受クヘキ新証
券ノ名称及寄託又ハ供託スヘキ新証券ノ額面高
ヲ記載シタル当該官庁宛ノ特別取扱請求書ニ通
ヲ作り国債発行ノ規程ニ従ヒ作製シタル取扱銀
行宛ノ引受申込書ヲ添ヘ之ヲ当該官庁ニ提出ス
ヘシ

前項特別取扱ノ請求ニ係ル旧証券ノ償還元金
ノ額面高ノ通知ニ依リ其ノ不足額ヲ払込ムヘシ
取扱銀行ノ指定シタル期限内ニ其ノ払込ムヘシ
了ラサルトキハ引受ノ申込ハ其ノ効力ヲ失フ

第三条 当該官庁ニ於テ前条第一項ノ請求書ヲ調
査シ其ノ請求ニ応スヘキモノト認メタルトキハ
其ノ旨ヲ請求者ニ告知シ同時ニ保管証書、送付
書ニ対スル領収証書又ハ供託受領証ノ番号、日
附、証券ノ額面高及寄託又ハ供託ノ金庫名ヲ記
載シタル承認通知書ヲ作り前条ノ請求書(一
通)及引受申込書ト共ニ之ヲ取扱銀行ニ送付ス
ヘシ

前項ノ引受申込書ニハ当該官庁ニ於テ其ノ受
付年月日ヲ附記スルコトヲ要ス

第四条 取扱銀行ニ於テ前条書類ノ送付ヲ受ケタ
ルトキハ之ヲ調査シ其ノ寄託又ハ供託スヘキ新
証券ノ名称、額面高、額面金額種類、枚数、記
号及番号ヲ記載シタル仕訳書ヲ作り之ヲ其ノ証
券ニ添ヘ前条ノ承認通知書及特別取扱請求書ト
共ニ之ヲ当該金庫ニ送付スヘシ但シ償還元金ノ
額面高ノ額ニ満タサル場合ニ在リテハ不足
金額払込ノ期限ヲ指定シ之ヲ引受申込人ニ通
知シ其ノ払込アリタル後本条ノ手續ヲ為スヘシ

第五条 金庫ニ於テ前条ニ依リ証券及書類ノ送付
ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ寄託ノモノニ在リ

テハ保管物変更証書ヲ、供託ノモノニ在リテハ
供託物変更証書ヲ作り原証券ト共ニ之ヲ取扱銀
行ニ交付スヘシ

前項ノ変更証書ニハ原証券及新証券ノ名称、
額面高、額面金額種類、枚数、記号、番号並ニ
原証券ノ保管証書、送付書ニ対スル領収証書又
ハ供託受領証ノ番号、日附、変更ノ事由及年月
日ヲ記載シ金庫名ヲ署シ之ニ捺印スルコトヲ
要ス

差押其ノ他ノ事故ニ因リ寄託又ハ供託ノ証券
ヲ変更シ難キトキハ金庫ハ其ノ旨ヲ告ケ送付ヲ
受ケタル証券及書類ヲ取扱銀行ニ返還スヘシ

第六条 取扱銀行ニ於テ前条第一項ニ依リ証券及
書類ノ交付ヲ受ケタルトキハ保管物変更証書又
ハ供託物変更証書ヲ当該官庁ニ送付シ償還元金
代リ交付ノ新証券ニシテ寄託又ハ供託ノ部分ニ
属セサルモノアルトキハ之ヲ引受申込人ニ交付
スヘシ

前条第三項ノ場合ニ於テハ取扱銀行ハ其ノ旨
ヲ引受申込人ニ通知シ同時ニ承認通知書及特別
取扱請求書ヲ当該官庁ニ返還スヘシ第二項第二
項ニ依リ引受ノ申込力無効ト為リ又ハ寄託若ハ
供託ノ証券力償還セラルヘキ効力ヲ有セサルモ
ノナルトキ亦同シ

第七条 第二条第一項ニ依リ引受申込書ニ付テハ
当該官庁ニ於テ附記シタル受付ノ日ヲ以テ償還
ノ請求及引受ノ申込アリタルモノト看做ス

第八条 金庫ニ寄託又ハ供託シアル国債ノ償還元
金代リトシテ新公債ノ交付ヲ受ケムトスル者ニ
シテ其ノ国債証券力政府ニ対スル担保ニ非サル
トキハ原証券ノ名称、額面高、額面金額種類、
枚数、記号、番号並ニ交付ヲ受クヘキ新証券ノ
名称及寄託又ハ供託スヘキ新証券ノ額面高ヲ記
載シタル特別取扱請求書ヲ作り証券ノ変更ニ付
キ法令ノ規定ニ依リ主務官庁ノ認可ヲ經ヘキモ
ノニ在リテハ其ノ認可書、其ノ他ノモノニ在リ
テハ権利者ノ承諾書ト共ニ之ヲ申込書ニ添ヘ
債発行ノ規程ニ従ヒ引受申込ノ手續ヲ為スヘシ

前項ノ請求書ニハ第三条ノ承認通知書ニ準シ
タル事項ヲ附記スヘシ但シ前項ノ認可書又ハ承
諾書ニ於テ其ノ事項ヲ認め得ル場合ハ此ノ限ニ
在ラス

第九条 第四条乃至第六条ノ規定ハ前条第一項ノ
請求ニ対スル取扱ニ之ヲ準用ス但シ第六条第一
項ノ場合ニ於テ保管物変更証書又ハ供託物変更
証書ハ特ニ送付先ヲ指定シタルモノハ其ノ指定
ニ従ヒ其ノ他ハ之ヲ引受申込人ニ送付スルモノ
トス同条第二項ニ依ル書類ノ返還ニ付テ亦同シ

第十条 本令ノ規定ニ依リ変更ノ手續ヲ了リタル
新証券ノ払込ニ付テ保管物取扱規程ニ依リ保管
証書ニ裏書ヲ為スヘキ場合ハ保管物変更証書ノ
裏書ヲ以テ之ニ代ヘ之ニ旧証券ノ保管証書ヲ添
付スルコトヲ要ス供託物取扱規程ニ依リ供託受
領証ニ裏書ヲ為スヘキ場合亦之ニ準ス

保管物取扱規程第二十條ノ規定ハ保管物変更
証書ニ之ヲ準用ス

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
附則 (令和五年六月三〇日財務省令第
四五号)

この省令は、公布の日から施行する。